

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

(平成20年4月1日現在)

機 構		各課 定数	職 員 数			機 構	
			男	女	計		
財 政 局 税 務 部	税 制 課	21	20	3	23	幸 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
	課 税 指 導 課	29	25	4	29		土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
	市 民 税 課	20	9	11	20		収 納 担 当 特別収納担当 計
	収 納 対 策 課	29	18	11	29		合 計
合 計		99	72	29	101		
川 崎 区 役 所	市 民 税 課	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計	5	4	9	中 原 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
			4	3	7		土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
	資 産 税 課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 家屋第3係 計	3	3	6		収 納 担 当 特別収納担当 計
			6	2	8		合 計
22	12	10	22				
高 津	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	11	7	18	高 津 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
			6	1	7		土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
合 計		26	17	8	25		収 納 担 当 特別収納担当 計
合 計		72	45	26	71		合 計

各課 定数	職 員 数			機 構		各課 定数	職 員 数		
	男	女	計				男	女	計
16	6	2	8	宮 前 区 役 所	市民税課	18	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計		
	4	1	5				4	3	7
	3	1	4				4	2	6
	3	1	4				4	1	5
14	13	4	17			12	6	18	
14	5	1	6	資 産 税 課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	20	7	2	9
	3	1	4				3	2	5
	3	1	4				3	2	5
	3	1	4				3	2	5
10	11	3	14			13	6	19	
10	6	2	8	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	15	10	2	12
	2	2	4				3	3	6
	8	2	10				13	2	15
	2	2	4				3	3	6
40	32	9	41			53	38	14	52
19	3	5	8	多 摩 区 役 所	市民税課	19	2	5	7
	5	1	6				3	3	6
	4	2	6				5	1	6
	4	2	6				5	1	6
20	12	8	20			10	9	19	
20	5	3	8	資 産 税 課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	21	7	3	10
	4	2	6				3	3	6
	4	2	6				4	1	5
	4	2	6				4	1	5
15	13	7	20			14	7	21	
15	9	3	12	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	14	9	3	12
	2	1	3				2	2	4
	11	4	15				11	3	14
	2	1	3				2	2	4
54	36	19	55			54	35	19	54
18	5	2	7	麻 生 区 役 所	市民税課	16	4	3	7
	5	5	10				3	2	5
	4	1	5				4	1	5
	4	1	5				4	1	5
21	14	3	17			16	11	6	17
21	8	1	9	資 産 税 課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	22	9	2	11
	4	2	6				5	5	10
	4	2	6				4	1	5
	4	2	6				4	1	5
16	16	5	21			22	18	3	21
16	10	3	13	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	10	4	4	8
	1	2	3				2	2	4
	11	5	16				6	4	10
	1	2	3				2	2	4
55	41	13	54			48	35	13	48
税 務 職 員 総 数						475	334	142	476

(注) 1 課長は課の庶務担当係に含む。
2 財政局税務部長は税制課に含む。

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
財 政 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。 (2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。 (3) (仮称) 市税事務所の整備に関すること。 (4) 市税システムの調整に関すること。 (5) 税務職員の研修に関すること。 (6) 税務査察に関すること。 (7) 市税の不服申立てに関すること。 (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。 (10) 税務統計に関すること。 (11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。 (2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課及び督促に関すること。 (5) 入湯税の賦課及び督促に関すること。 (6) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。 (7) 課税資料に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収の市民税及び県民税の賦課及び督促に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税収納対策の企画及び推進に関すること。 (2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。 (4) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (5) 納税思想の普及高揚に関すること。

機構	事 務 分 掌
各 区 市 役 所 (川 崎 区 課 役 所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課に関すること。 (3) 事業所税の賦課に関すること。 (4) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (5) 納税思想の普及高揚に関すること。 (6) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の証明及び閲覧に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、区の会計事務に関すること。
資 産 税 除 納 課 (納 税 課)	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を除く。) 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税、特別土地保有税並びに入湯税を除く。)及び滞納処分に関すること。
川 崎 区 課 役 所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課に関すること。 (3) 事業所税の賦課に関すること(2以上の区に事務所又は事業所を有する個人又は法人に係る調整事務を含む。) (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (6) 納税思想の普及高揚に関すること。 (7) 市税の証明及び閲覧に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、区の会計事務に関すること。
資 産 税 課 (納 税 課)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む。) (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
納 税 課	<ul style="list-style-type: none"> 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税、特別土地保有税並びに入湯税を除く。)及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区分		平成 19 年 度											
市	個 均等割	3,000円(県民税 1,300円 ※1)											
	人 所得割	6/100 (県民税 4.025/100 ※2)											
民 法	均等割	資本金等の額・従業者数											
		下記以外の法人	50,000円	1億円超10億円以下50人超	400,000								
税 人	法人税割	1千万円以下50人超	120,000円	10億円超50億円以下50人以下	410,000								
		1千万円超1億円以下50人以下	130,000円	10億円超50億円以下50人超	1,750,000								
		1千万円超1億円以下50人超	150,000円	50億円超50人以下	410,000								
		1億円超10億円以下50人以下	160,000円	50億円超50人超	3,000,000								
		資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社		14.7/100									
		資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人		13.5/100									
		その他の法人等		12.3/100									
固定資産税		1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)											
軽自動車税	1 原動機付自転車	2 軽自動車及び小型特殊自動車											
	50cc以下 1,000円	ア 軽自動車	イ 小型特殊自動車										
	90cc以下 1,200円	(7) 2輪	2,400円	(7) 農耕作業用									
	90cc超 1,600円	(イ) 3輪	3,100円	(イ) その他のもの									
	ミニカー 2,500円	(ウ) 4輪 乗用 営業用	5,500円										
		〃 自家用	7,200円										
		貨物 営業用	3,000円										
		〃 自家用	4,000円										
		(エ) その他のもの	2,400円										
市たばこ税	旧3級品以外の紙巻たばこ等	1,000本につき	3,298円										
	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	1,564円										
特別土地保有税	平成15年度以降課税の停止	<table border="1"> <tr> <td>保有分</td> <td>1.4/100</td> <td>(2,000㎡未満)</td> </tr> <tr> <td>取得分</td> <td>3/100</td> <td>(2,000㎡未満)</td> </tr> <tr> <td>遊休土地分</td> <td>1.4/100</td> <td>(1,000㎡未満)</td> </tr> </table>			保有分	1.4/100	(2,000㎡未満)	取得分	3/100	(2,000㎡未満)	遊休土地分	1.4/100	(1,000㎡未満)
保有分	1.4/100	(2,000㎡未満)											
取得分	3/100	(2,000㎡未満)											
遊休土地分	1.4/100	(1,000㎡未満)											
入湯税	入湯客1人1日につき 150円												
事業所税	資産割	事業所用家屋床面積1㎡につき 600円(1,000㎡以下)											
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100(100人以下)											
都市計画税	0.3/100												

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の()内は、免税点を示す。

※1 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。

平成 20 年 度		納 期 (納 期 限)			
普通徴収	1 期	2 期	3 期	4 期	
	6 月末日	8 月末日	10 月末日	1 月末日	
特別徴収	6 月～翌年 5 月(毎月) 当月分を翌月10日までに納入				
円	各事業年度終了後2ヶ月以内				
円					
円					
円					
円					
資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに 保険業法に規定する相互会社及び受託法人	14.7/100				
資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人	13.5/100				
その他の法人等	12.3/100				
	1 期	2 期	3 期	4 期	
	4 月末日	7 月末日	12 月末日	2 月末日	
3 2輪の小型自動車					
1,600円	4,000円				
4,700円	5 月 末 日				
	翌 月 末 日				
	保有分	5月末日			
	取得分	8月末日又は2月末日			
	遊休土地分	5月末日			
	翌 月 末 日				
法人	各事業年度終了後2ヶ月以内				
個人	翌年の3月15日まで				
固定資産税		と 同 じ			

4 市民税(個人)所得控除額等

区 分		平成19年度	
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円)	
		〃 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円	
		〃 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円	
所得金額	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額	
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円	
所得金額	雑 損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5	
	医療費	(医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のい	
所得金額	社会保険料	支払った金額	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額	
所得金額	生命保険料	生命保険料だけの場合	
		支払保険料が 15,000円以下…………… 全額	
所得金額		〃 15,000円超40,000円以下…………… 支払額×1/2+7,500円	
		〃 40,000円超70,000円以下…………… 支払額×1/4+17,500円	
所得金額		〃 70,000円超…………… 35,000円	
	地震保険料(損害保険料)	短期損害保険契約に係るものだけの場合	
所得金額		支払保険料が1,000円以下…………… 全額	
		〃 1,000円超3,000円以下…………… 支払額×1/2+500円	
所得金額		〃 3,000円超…………… 2,000円	
		長期損害保険契約に係るものだけの場合	
所得金額		支払保険料が5,000円以下…………… 全額	
		〃 5,000円超15,000円以下…………… 支払額×1/2+2,500円	
所得金額		〃 15,000円超…………… 10,000円	
		短期と長期の両方がある場合	
所得金額		上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 10,000円)	
	寄附金	(「寄附金額」又は「総所得金額等の25%相当額」のいずれか少ない方の金	
所得金額	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…………… 260,000円	特別障害者……………
	配偶者	一般…………… 330,000円(同居特別障害者の場合560,000円)	老人……………
所得金額	配偶者特別	配偶者の合計所得金額が	
		38万円超45万円未満…………… 330,000円	50万円以上55万円未満……………
所得金額		45万円以上50万円未満…………… 310,000円	55万円以上60万円未満……………
	扶 養	一般…………… 330,000円(同居特別障害者の場合560,000円)	
所得金額		特定…………… 450,000円(〃 680,000円)	
	基 礎	330,000円	
税 額	調 整	○合計課税所得金額が200万円以下の場合	
		次の①と②のいずれか少ない金額の3%(県民税2%)	
税 額		①右表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額	
		○合計課税所得金額が200万円を超える場合	
税 額		次の①から②を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(県民税2%)	
		①右表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額-200万円	
税 額	配 当	配当所得の金額×1.6%(県民税1.2%)(課税総所得金額が1千万円を超える(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))	
	住宅借入金等特別		
税 額	外 国 税 額	所得税の控除限度額×18%(県民税12%)	
	退職所得控除	勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)	
参 考		〃 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年)	
	障・未・寡非課税範囲	合計所得金額 125万円以下	

平 成 20 年 度									
収入金額が660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円									
〃 1,000万円超……………収入金額×5%+1,700,000円									
万円)のいずれか多い方の金額									
れか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)									
個人年金保険料だけの場合									
支払保険料が 15,000円以下…………… 全額	生命保険料と個人年金保険料が両方ある場合								
〃 15,000円超40,000円以下…………… 支払額×1/2+7,500円	左の算式で求めたそれぞれの額の合計								
〃 40,000円超70,000円以下…………… 支払額×1/4+17,500円									
〃 70,000円超…………… 35,000円									
地震保険料だけの場合									
支払保険料が 50,000円以下…………… 支払額×1/2									
〃 50,000円超…………… 25,000円									
長期損害保険契約(※)に係るものだけの場合【経過措置】									
支払保険料が5,000円以下…………… 全額	※平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約								
〃 5,000円超15,000円以下…………… 支払額×1/2+2,500円									
〃 15,000円超…………… 10,000円									
地震と長期の両方がある場合									
上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)									
(なお、長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当)									
額) -10万円									
…………… 300,000円	特定の寡婦…………… 300,000円								
…………… 380,000円(同居特別障害者の場合610,000円)									
…………… 260,000円	60万円以上65万円未満…………… 160,000円								
…………… 210,000円	70万円以上75万円未満…………… 60,000円								
…………… 老人…………… 380,000円(同居特別障害者の場合610,000円)	…………… 30,000円								
…………… 同居老親等…………… 450,000円(〃 680,000円)									
控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額		
障害者	普通 1万円	寡夫控除	1万円	扶 養	一 般	5万円	同居特別障害者加算	12万円	
控 除	特別 10万円	勤労学生控除	1万円		特 定	18万円	配 偶 者	38万円超40万円未満	5万円
寡 婦	一般 1万円	配 偶 者	一般 5万円	控 除	老 人	10万円	特別控除	40万円以上45万円未満	3万円
	控 除								
					同居老親	13万円	基 礎	控 除	5万円
場合の超える部分の金額は×0.8%(県民税0.6%)									
次の①と②のいずれか少ない金額から③を引いた金額の6%(県民税4%)									
※所得税において平成11年から平成18年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合に限る。									
① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額									
② 税源移譲前の税率で算出した所得税額									
③ 税源移譲後の税率で算出した所得税額									
(障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)									

5 所得税の諸控除

区 分		平成18年 分	
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下…………… 収入金額×40% (最低控除額65万円) 〃 180万超360万円以下…………… 収入金額×30%+180,000円 〃 360万超660万円以下…………… 収入金額×20%+540,000円 〃 660万超1,000万円以下…………… 収入金額×10%+1,200,000円 〃 1,000万円超…………… 収入金額×5%+1,700,000円	
	青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円	
	雑 損	〔(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10〕と〔災害関連支出の金額－5万円〕のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)	
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)から〔総所得金額等×5/100〕と〔10万円〕のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)	
	社 会 保 険 料	支払った金額	
所得控除	小規模企業共済等掛金	支払った金額	
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合 支払保険料が 25,000円以下…………… 全額 〃 25,000円超50,000円以下…………… 支払額×1/2+12,500円 〃 50,000円超100,000円以下…………… 支払額×1/4+25,000円 〃 100,000円超…………… 50,000円	
	地 震 保 険 料 (損 害 保 険 料)	短期損害保険契約に係るものだけの場合 支払保険料が2,000円以下…………… 全額 〃 2,000円超4,000円以下…………… 支払額×1/2+1,000円 〃 4,000円超…………… 3,000円 長期損害保険契約に係るものだけの場合 支払保険料が 10,000円以下…………… 全額 〃 10,000円超20,000円以下…………… 支払額×1/2+5,000円 〃 20,000円超…………… 15,000円 短期と長期の両方がある場合 上記で求めたそれぞれの額の合計 (限度額 15,000円)	
	寄 付 金	(「寄付金額」又は「総所得金額等の30%相当額」のいずれか少ない方の金額)	
	寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 配 偶 者 特 別	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………270,000円 特定の寡婦…………… 特別障害者……………400,000円 一般……………380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 老人…………… 配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満……………380,000円 50万円以上55万円未満…………… 40万円以上45万円未満……………360,000円 55万円以上60万円未満…………… 45万円以上50万円未満……………310,000円 60万円以上65万円未満……………	
扶 養 基 礎	一般……………380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 特定……………630,000円(〃 980,000円) 老人……………480,000円(〃 830,000円) 同居老親等……………580,000円(〃 930,000円)		
	基 礎	380,000円	
	配 当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))	
税 額 控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別	平成18年1月1日～18年12月31日までに居住を開始した場合(控除期間は10年間) 借入金の年末残高が [当初7年間] [8～10年目] 3千万円以下…………… 残高×1% 残高×0.5% 3千万円超…………… 30万円 15万円	
	政 党 等 寄 附 金 特 別 住 宅 耐 震 改 修 特 別 外 国 税 額	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－5千円)×30%(限度額 所 住宅耐震改修に要した費用の額×10%＝住宅耐震改修特別控除額 (限度額20万 外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除 定 率 減 税 額 所得税額の10%(限度額 12万5千円)	

		平成19年 分	
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下…………… 収入金額×40% (最低控除額65万円) 〃 180万超360万円以下…………… 収入金額×30%+180,000円 〃 360万超660万円以下…………… 収入金額×20%+540,000円 〃 660万超1,000万円以下…………… 収入金額×10%+1,200,000円 〃 1,000万円超…………… 収入金額×5%+1,700,000円	
	青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円	
	雑 損	〔(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10〕と〔災害関連支出の金額－5万円〕のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)	
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)から〔総所得金額等×5/100〕と〔10万円〕のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)	
	社 会 保 険 料	支払った金額	
所得控除	小規模企業共済等掛金	支払った金額	
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合 支払保険料が 25,000円以下…………… 全額 〃 25,000円超50,000円以下…………… 支払額×1/2+12,500円 〃 50,000円超100,000円以下…………… 支払額×1/4+25,000円 〃 100,000円超…………… 50,000円	
	地 震 保 険 料 (損 害 保 険 料)	地震保険料だけの場合 支払保険料が 50,000円以下…………… 全額 〃 50,000円超…………… 50,000円 長期損害保険契約 (※)に係るものだけの場合【経過措置】 ※ 平成18年12月31日ま 支払保険料が 10,000円以下…………… 全額 すでに締結した、保険期 〃 10,000円超20,000円以下…………… 支払額×1/2+5,000円 間が10年以上で、かつ 〃 20,000円超…………… 15,000円 満期返戻金のある契約 地震と長期の両方がある場合 上記で求めたそれぞれの額の合計 (限度額 50,000円) (なお、長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当)	
	寄 付 金	(「寄付金額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金額)－5千円	
	寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 配 偶 者 特 別	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………270,000円 特定の寡婦…………… 特別障害者……………400,000円 一般……………380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 老人…………… 配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満……………380,000円 50万円以上55万円未満…………… 40万円以上45万円未満……………360,000円 55万円以上60万円未満…………… 45万円以上50万円未満……………310,000円 60万円以上65万円未満……………	
扶 養 基 礎	一般……………380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 特定……………630,000円(〃 980,000円) 老人……………480,000円(〃 830,000円) 同居老親等……………580,000円(〃 930,000円)		
	基 礎	380,000円	
	配 当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))	
税 額 控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別	平成19年1月1日～19年12月31日までに居住を開始した場合(次の①か②を選択) ① 借入金の年末残高が [当初6年間] [7～10年目] 2千5百万円以下…………… 残高×1% 残高×0.5% 2千5百万円超……………25万円 12万5千円 ② 借入金の年末残高が [当初10年間] [11～15年目] 2千5百万円以下…………… 残高×0.6% 残高×0.4% 2千5百万円超……………15万円 10万円	
	政 党 等 寄 附 金 特 別 住 宅 耐 震 改 修 特 別 外 国 税 額	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－5千円)×30%(限度額 所 住宅耐震改修に要した費用の額×10%＝住宅耐震改修特別控除額 (限度額20万 外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除 定 率 減 税 額 所得税額の10%(限度額 12万5千円)	

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度
	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額
総額	857,160,515	790,345,931	836,492,490	774,181,924	882,178,724	823,730,114	892,870,465
所得税	167,745,116	157,678,704	171,115,298	161,545,553	175,601,969	166,311,730	190,262,181
源泉分離申告	120,352,188	116,083,814	122,862,842	118,894,021	124,766,367	120,825,115	134,963,616
法人税	47,392,928	41,594,890	48,252,456	42,651,532	50,835,602	45,486,615	55,298,565
相続税	63,571,086	62,742,939	67,293,232	66,599,932	92,769,974	92,056,992	104,731,845
消費税	41,186,479	28,658,234	29,674,015	20,679,327	28,695,774	22,616,589	26,345,847
酒税	96,030,578	88,773,054	99,786,742	94,559,933	103,768,933	98,187,030	110,779,099
たばこ税・たばこ特別税	X	X	X	X	X	X	X
揮発油税・地方道路税	43,098	43,048	33	—	33	—	33
その他	468,873,203	432,745,561	460,714,016	422,900,888	473,232,411	436,466,946	452,850,956
川崎南税務署取扱分	X	X	X	X	X	X	X
川崎北税務署取扱分	628,213,618	583,036,320	617,295,212	573,468,493	658,240,439	615,694,978	659,129,389
川崎西税務署取扱分	181,869,949	165,823,888	174,867,282	161,490,147	176,730,196	165,365,834	181,522,350
その他	47,076,948	41,485,723	44,329,995	39,223,285	47,208,088	42,669,302	52,218,726

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において個人情報保護する観点から計数を秘匿することとされているも
2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額
総額	90,827,038	86,354,056	109,267,862	104,768,935	117,386,293	112,847,211	122,436,606
県民税個人	35,695,950	32,590,922	35,009,967	32,185,748	36,355,969	33,798,162	39,677,038
県民税法	6,815,833	6,793,283	8,113,957	8,096,908	8,281,175	8,257,239	9,950,086
県民税利子割	457,984	457,984	—	—	—	—	—
事業税個人	4,207,772	4,024,950	4,303,141	4,120,374	4,254,180	4,099,867	4,202,556
事業税法	32,963,078	32,958,017	42,004,936	42,014,846	48,105,892	48,063,934	51,121,759
不動産取得税	4,720,864	4,004,244	4,889,968	4,246,555	6,529,182	5,600,086	6,737,378
ゴルフ場利用税	73,337	73,337	69,048	69,048	70,258	70,258	70,837
臨時特例企業税	1,140,854	1,140,854	3,399,305	3,399,305	3,067,087	3,067,087	919,996
軽油引取税	4,747,566	4,309,168	11,476,433	10,635,043	10,722,549	9,890,578	9,756,955
狩猟税	71	71	1,106	1,106	—	—	—
旧法による税	3,728	1,226	—	—	—	—	—
川崎県税事務所取扱分	61,062,426	57,661,428	65,875,377	62,794,398	70,126,236	67,134,864	78,276,890
高津県税事務所取扱分	25,252,891	24,319,421	38,636,797	37,352,664	42,031,628	40,603,374	38,554,757
麻生県税事務所取扱分	4,511,721	4,373,207	4,755,688	4,621,873	5,228,429	5,108,973	5,604,959

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。
2 平成15年度の狩猟税は、狩猟者登録税と入猟税の合計額である。

(単位 千円・%)

8年度	平成19年度		前年比									
	徴収決定額	収納済額	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
			徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額		
837,820,371	850,302,112	803,158,060	102.7	103.5	97.6	98.0	105.5	106.4	101.2	101.7	95.2	95.9
181,384,427	183,617,643	174,773,429	99.6	100.4	102.0	102.5	102.6	103.0	108.3	109.1	96.5	96.4
131,091,596	125,450,039	121,684,645	99.7	100.2	102.1	102.4	101.5	101.6	108.2	108.5	93.0	92.8
50,292,831	58,167,604	53,088,784	99.4	101.0	101.8	102.5	105.4	106.6	108.8	110.6	105.2	105.6
102,563,785	91,745,379	90,708,022	89.0	89.0	105.9	106.1	137.9	138.2	112.9	111.4	87.6	88.4
22,773,037	23,422,593	21,779,392	94.6	104.3	72.0	72.2	96.7	109.4	91.8	100.7	88.9	95.6
104,943,788	103,980,423	98,079,408	103.3	102.7	103.9	106.5	104.0	103.8	106.8	106.9	93.9	93.5
X	5,437,276	5,437,276	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	33	—	著増	著増	著減	皆減	100.0	—	100.0	—	100.0	—
418,261,456	439,548,004	409,839,010	107.4	108.0	98.3	97.7	102.7	103.2	95.7	95.8	97.1	98.0
X	2,550,761	2,541,523	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
617,102,040	629,376,475	593,726,535	103.1	103.2	98.3	98.4	106.6	107.4	100.1	100.2	95.5	96.2
172,730,476	168,506,841	160,216,022	101.1	103.1	96.1	97.4	101.1	102.4	102.7	104.5	92.8	92.8
47,987,855	52,418,796	49,215,503	103.7	108.4	94.2	94.5	106.5	108.8	110.6	112.5	100.4	102.6

のである。
府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

8年度	平成19年度		前年比									
	調定額	収入額	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
			調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額		
117,935,985	166,172,169	160,990,082	103.4	104.0	120.3	121.3	107.4	107.7	104.3	104.5	135.7	136.5
37,215,382	74,011,430	70,554,698	96.6	96.9	98.1	98.8	103.8	105.0	109.1	110.1	186.5	189.6
9,928,359	11,762,416	11,746,629	115.2	115.4	119.0	119.2	102.1	102.0	120.2	120.2	118.2	118.3
—	—	—	100.6	100.6	皆減	皆減	—	—	—	—	—	—
4,082,459	4,271,605	4,147,883	101.0	101.4	102.3	102.4	98.9	99.5	98.8	99.6	101.6	101.6
50,948,754	58,919,118	58,843,877	116.7	116.9	127.4	127.5	114.5	114.4	106.3	106.0	115.3	115.5
5,765,384	7,331,189	6,522,193	73.6	70.6	103.6	106.1	133.5	131.9	103.2	103.0	108.8	113.1
70,837	68,169	68,169	95.4	95.4	94.2	94.2	101.8	101.8	100.8	100.8	96.2	96.2
919,996	978,760	978,760	著増	著増	298.0	298.0	90.2	90.2	30.0	30.0	106.4	106.4
9,004,814	8,829,483	8,127,874	84.6	83.8	241.7	246.8	93.4	93.0	91.0	91.0	90.5	90.3
—	—	—	3.2	3.2	著増	著増	皆減	皆減	—	—	—	—
—	—	—	18.1	48.1	皆減	皆減	—	—	—	—	—	—
75,386,160	115,754,589	112,032,727	96.2	96.5	107.9	108.9	106.5	106.9	111.6	112.3	147.9	148.6
37,137,559	44,562,772	43,365,002	126.2	127.2	153.0	153.6	108.8	108.7	91.7	91.5	115.6	116.8
5,412,266	5,854,808	5,592,353	102.8	104.5	105.4	105.7	109.9	110.5	107.2	105.9	104.5	103.3

8 指定都市の状況(平成19年度)

(1) 人口等

区 分	川 崎 市	札 幌 市	仙 台 市	さいたま市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	
人 口 等	人 口 (人)	1,346,580 101.3	1,890,729 100.4	1,028,196 100.2	1,183,709 100.5
	世 帯 数 (世帯)	610,033 102.2	856,021 101.9	444,742 101.0	480,697 101.6
	面 積 (km ²)	144.35 100.0	1,121.12 100.0	788.09 100.0	217.49 100.0
	人 口 密 度 (人/km ²)	9,329 101.3	1,686 100.4	1,305 100.2	5,443 100.5
一 般 会 計	歳 入 額 (A)	531,346,666 100.2	760,718,799 99.0	388,273,627 98.7	391,716,190 101.2
	歳 出 額	524,264,889 100.0	758,779,945 99.3	384,786,304 99.0	379,389,047 101.2
基 準 財 政	収 入 額 (B)	221,885,945 101.9	233,929,997 102.4	148,230,469 102.6	173,684,393 102.1
	需 要 額 (C)	205,472,210 100.1	334,293,725 98.5	172,277,419 99.3	166,766,276 100.4
市 税	予 算 額 (D)	286,819,949 107.3	285,000,000 109.3	179,531,356 106.2	217,030,650 107.1
	調 定 額 (E)	300,567,607 106.9	297,376,957 106.1	190,334,464 105.6	230,279,909 106.2
	収 入 額 (F)	289,669,034 107.2	282,384,074 106.2	179,168,211 105.7	217,448,205 106.8
	不納欠損額	845,471 65.6	1,511,567 96.8	1,752,419 129.8	1,208,428 74.1
徴 税 費 等	徴 税 費 (G)	4,681,970 98.8	7,638,390 98.5	4,413,898 108.9	4,667,336 122.6
	道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (H)	4,016,948 154.6	4,167,644 174.6	2,080,870 144.8	2,867,956 134.0
	徴税費の割合 (G-H)/F	0.2 -	1.2 -	1.3 -	0.8 -
税務職員数(臨時職員含む)	516 99.6	754 100.8	357 96.7	349 98.3	
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	54.5 -	37.1 -	46.1 -	55.5 -
	基準財政収入額/基準財政需要額 (B/C)	108.0 -	70.0 -	86.0 -	104.1 -
	市 税 収 入 額 対 予 算 比 (F/D)	101.0 -	99.1 -	99.8 -	100.2 -
	対 調 定 比 (F/E)	96.4 -	95.0 -	94.1 -	94.4 -

(注) 1 人口等は、平成19年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成20年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成19年度実績による。

(単位 千円・人・%)

千 葉 市	横 浜 市	新 潟 市	静 岡 市	浜 松 市
前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
931,603 100.6	3,606,797 100.6	813,030 99.9	712,217 101.6	807,922 100.4
381,090 101.6	1,507,645 101.7	300,010 101.2	271,648 102.6	294,489 101.5
272.08 100.0	434.98 100.0	726.10 100.0	1,388.74 101.1	1,511.17 100.0
3,424 100.6	8,292 100.6	1,120 99.9	513 100.6	535 100.4
359,934,373 103.1	1,333,732,186 101.1	313,849,142 104.0	273,223,066 105.4	271,510,281 106.4
356,363,717 102.7	1,320,873,265 101.6	311,117,890 104.0	264,674,212 105.6	261,803,135 106.9
144,809,805 102.3	566,548,684 101.2	105,757,314 109.6	109,269,192 102.9	123,267,157 109.3
140,618,401 100.2	568,346,383 99.3	148,557,648 110.5	116,934,579 99.5	132,662,125 110.3
182,000,000 108.5	722,537,000 105.3	120,259,214 107.7	128,800,000 107.6	137,921,000 110.3
194,555,881 104.8	746,443,533 105.3	127,684,418 107.0	136,881,257 106.4	145,867,991 108.8
177,785,472 106.0	723,477,702 105.5	119,842,570 107.3	128,301,853 106.5	137,428,493 108.8
2,007,957 84.2	3,007,188 89.9	610,286 112.7	487,463 85.2	860,155 126.8
3,578,833 92.1	11,828,205 93.7	3,067,470 95.5	2,569,650 105.0	2,896,286 106.2
2,225,601 141.2	10,691,432 151.9	1,415,177 142.7	1,705,400 159.5	1,663,096 134.7
0.8 -	0.2 -	1.4 -	0.7 -	0.9 -
317 101.0	1,198 101.3	299 98.0	284 101.4	333 97.1
49.4 -	54.2 -	38.2 -	47.0 -	50.6 -
103.0 -	99.7 -	71.2 -	93.4 -	92.9 -
97.7 -	100.1 -	99.7 -	99.6 -	99.6 -
91.4 -	96.9 -	93.9 -	93.7 -	94.2 -

8 指定都市の状況(平成19年度)(続)

(1) 人口等(続)

区 分	名古屋市		京都市		大阪市		堺市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
人口等	人口(人)	2,226,054 100.5	1,472,224 99.8	2,636,256 100.3	832,825 100.2			
	世帯数(世帯)	972,242 101.6	661,754 101.0	1,262,000 101.2	329,469 101.7			
	面積(km ²)	326.45 100.0	827.90 100.0	222.11 100.0	149.99 100.0			
	人口密度(人/km ²)	6,819 100.5	1,778 99.8	11,869 100.3	5,553 100.2			
一般会計	歳入額(A)	965,280,161 98.8	677,413,731 98.4	1,596,439,041 99.5	292,686,510 101.9			
	歳出額	961,768,504 99.1	670,816,721 98.8	1,592,626,307 99.4	290,480,272 102.0			
基準財政	収入額(B)	414,931,981 103.3	210,200,242 102.3	537,277,480 105.7	110,457,426 101.8			
	需要額(C)	391,897,857 99.2	276,577,943 97.6	548,022,229 98.8	135,681,313 100.4			
市税等	予算額(D)	516,718,000 104.7	259,317,000 105.1	680,427,690 104.7	131,132,500 107.4			
	調定額(E)	528,483,782 104.4	268,512,463 104.4	711,266,074 103.6	139,094,510 107.1			
	収入額(F)	516,508,847 104.3	260,938,196 104.5	678,485,226 104.0	132,571,479 108.0			
	不納欠損額	1,447,950 116.8	874,983 116.5	3,551,836 95.8	787,134 73.4			
徴税費等	徴税費(G)	12,864,114 100.5	7,509,482 101.8	15,466,116 95.7	3,327,406 118.1			
	道府県民税徴収取扱費(H)	5,326,551 132.9	2,597,750 129.3	4,960,949 150.1	1,589,842 144.6			
	徴税費の割合(G-H)/F	1.5 -	1.9 -	1.5 -	1.3 -			
率	税務職員数(臨時職員含む)	1,137 98.3	726 98.2	1,438 92.1	324 106.6			
	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	53.5 -	38.5 -	42.5 -	45.3 -			
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	105.9 -	76.0 -	98.0 -	81.4 -			
	市税収入額対予算比(F/D)	100.0 -	100.6 -	99.7 -	101.1 -			
	対調定比(F/E)	97.7 -	97.2 -	95.4 -	95.3 -			

(注) 1 人口等は、平成19年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成20年度市町村税課税状況等の調、第39表」の平成19年度実績による。

(単位 千円・人・%)

神戸市		広島市		北九州市		福岡市	
前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
1,529,867 100.2	1,159,391 100.3	990,512 99.7	1,418,183 101.0				
653,402 101.3	495,517 101.4	418,707 101.0	664,546 102.0				
552.72 100.1	905.08 100.0	487.69 100.0	340.60 100.0				
2,768 100.1	1,281 100.3	2,031 99.7	4,164 101.0				
717,916,866 99.7	541,944,159 101.5	495,095,419 97.8	671,161,499 97.8				
711,780,815 100.7	535,638,224 101.4	491,296,816 97.9	662,775,836 98.4				
225,722,742 104.2	169,497,320 100.8	139,684,565 101.6	218,515,168 103.2				
305,551,920 97.7	209,894,165 99.1	195,522,454 99.4	255,597,610 99.1				
277,976,245 108.0	210,821,254 106.1	169,442,400 107.0	270,696,638 104.7				
289,073,470 105.0	219,312,904 104.6	174,365,734 105.4	281,854,861 104.2				
275,922,938 105.1	210,143,262 105.0	168,622,536 105.9	270,492,309 104.4				
753,788 70.4	664,196 55.1	615,172 104.3	1,021,820 88.1				
7,387,529 98.9	4,321,202 106.7	5,163,314 99.7	6,000,812 106.3				
2,660,245 118.3	2,556,888 150.1	1,570,617 140.1	2,392,977 119.1				
1.7 -	0.8 -	2.1 -	1.3 -				
701 89.3	447 98.9	467 95.7	543 100.0				
38.4 -	38.8 -	34.1 -	40.3 -				
73.9 -	80.8 -	71.4 -	85.5 -				
99.3 -	99.7 -	99.5 -	99.9 -				
95.5 -	95.8 -	96.7 -	96.0 -				

8 指定都市の状況(平成19年度)(続)

(2) 市税等決算額(続)

(単位 千円・%)

区 分	北 九 州 市				福 岡 市			
	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比
市	174,365,734	96.7	168,622,537	105.9	281,854,861	96.0	270,492,309	104.4
現年課税	168,770,221	98.7	166,531,835	105.8	271,396,039	98.7	267,853,008	104.5
滞納繰越	5,595,513	37.4	2,090,702	111.9	10,458,822	25.2	2,639,301	96.9
市	68,377,442	97.1	66,395,867	114.2	132,670,284	95.9	127,201,126	108.0
現年課税	66,911,487	98.5	65,940,577	114.5	127,996,932	98.5	126,014,897	108.1
個法	46,865,363	98.1	45,954,035	122.0	83,616,246	97.3	81,396,403	113.7
滞納繰越	20,046,124	99.7	19,986,542	100.3	44,380,686	100.5	44,618,494	99.2
個人	1,465,955	31.1	455,290	84.9	4,673,352	25.4	1,186,229	106.3
個法	1,344,509	31.0	416,216	86.4	4,257,122	25.3	1,076,488	107.2
法定	121,446	32.2	39,074	71.2	416,230	26.4	109,741	97.8
資産	75,917,636	96.2	73,062,548	100.4	108,048,387	95.7	103,451,004	101.6
現年課税	68,693,687	98.6	67,716,539	100.5	102,533,074	98.8	101,313,587	101.9
土家	27,619,427	98.3	27,145,554	95.4	38,565,630	98.7	38,053,878	100.8
地屋	27,235,086	98.3	26,762,601	104.2	50,457,582	98.7	49,789,396	103.8
償却	13,839,174	99.8	13,808,384	104.2	13,509,862	99.7	13,470,313	98.5
滞納繰越	3,167,306	40.7	1,289,366	128.8	4,513,356	25.2	1,135,460	90.7
土家	1,610,510	40.3	649,174	126.8	1,999,882	25.4	508,957	89.9
地屋	1,471,463	41.2	605,962	131.0	2,399,760	25.4	610,724	91.7
償却	85,333	40.1	34,230	129.7	113,714	13.9	15,779	76.7
資産	4,056,643	100.0	4,056,643	93.2	1,001,957	100.0	1,001,957	84.6
交付	3,984,310	100.0	3,984,310	93.2	845,274	100.0	845,274	81.5
納付	72,333	100.0	72,333	95.6	156,683	100.0	156,683	105.9
経自	1,316,538	90.4	1,190,207	102.6	1,196,814	87.6	1,048,417	104.7
自動車	1,202,678	95.7	1,150,871	103.6	1,061,167	95.8	1,016,163	104.9
現年課税	113,860	34.5	39,336	80.4	135,647	23.8	32,254	99.1
滞納繰越	7,306,045	100.0	7,306,045	100.2	10,784,732	100.0	10,784,700	97.9
市	7,306,045	100.0	7,306,045	100.2	10,784,700	100.0	10,784,700	97.9
現年課税	—	—	—	—	32	—	—	—
滞納繰越	30,687	100.0	30,687	102.8	—	—	—	—
現年課税	30,687	100.0	30,687	102.8	—	—	—	—
滞納繰越	—	—	—	—	—	—	—	—
特別	99,119	9.9	9,830	17.1	33,073	47.0	15,549	189.0
現年課税	16,166	53.6	8,669	66.5	13,581	100.0	13,581	増
滞納繰越	82,953	1.4	1,161	2.6	19,492	10.1	1,968	26.0
入湯	24,858	100.0	24,858	104.0	28,638	99.2	28,416	131.9
現年課税	24,858	100.0	24,858	104.0	28,477	99.6	28,369	132.8
滞納繰越	—	—	—	—	161	29.2	47	26.6
事業	6,632,077	99.3	6,583,143	103.3	6,697,977	99.3	6,653,782	100.5
現年課税	6,586,837	99.8	6,573,704	103.4	6,659,117	99.8	6,647,589	100.6
滞納繰越	45,240	20.9	9,439	80.1	38,860	15.9	6,193	70.5
都市	13,347,533	95.2	12,705,553	99.9	22,394,956	95.2	21,309,315	101.8
現年課税	12,631,110	98.3	12,413,219	99.3	21,317,034	98.7	21,032,165	101.9
滞納繰越	716,423	40.8	292,334	129.8	1,077,922	25.7	277,150	90.7
法定	1,313,799	100.0	1,313,799	181.2	—	—	—	—
現年課税	1,310,023	100.0	1,310,023	180.6	—	—	—	—
滞納繰越	3,776	100.0	3,776	皆増	—	—	—	—
地方	4,139,867	100.0	4,139,867	39.2	7,083,467	100.0	7,083,467	46.7
所得	—	—	—	皆減	—	—	—	皆減
自動車	2,161,464	100.0	2,161,464	100.3	2,548,947	100.0	2,548,947	99.2
重量	1,504,010	100.0	1,504,010	102.4	1,805,740	100.0	1,805,740	101.6
地方	314,779	100.0	314,779	95.3	101,925	100.0	101,925	60.2
特別	22,272	100.0	22,272	102.0	2,497,932	100.0	2,497,932	89.9
航空	137,342	100.0	137,342	99.0	128,923	100.0	128,923	100.3
石油	563,524	100.0	563,524	131.4	1,022,613	100.0	1,022,613	132.2
利子	447,399	100.0	447,399	112.6	811,759	100.0	811,759	113.2
配当	293,130	100.0	293,130	95.2	532,219	100.0	532,219	95.4
株式	10,024,326	100.0	10,024,326	97.6	15,937,432	100.0	15,937,432	99.7
等	65,132	100.0	65,132	84.7	53,899	100.0	53,899	108.9
地方	—	—	—	—	438	100.0	438	48.7
消費	2,230,891	100.0	2,230,891	92.7	2,592,749	100.0	2,592,749	93.2
自動車	6,802,199	100.0	6,802,199	89.0	5,649,914	100.0	5,649,914	88.4
取得	28,851	100.0	28,851	103.7	34,172	100.0	34,172	100.6
引取	—	—	—	—	—	—	—	—
国有	—	—	—	—	—	—	—	—
提供	—	—	—	—	—	—	—	—
施設	—	—	—	—	—	—	—	—
助成	—	—	—	—	—	—	—	—
交付	—	—	—	—	—	—	—	—

平成 20 年度
市 税 概 要
平成 20 年 12 月 発行

編集 発行 川崎市財政局税務部税制課

川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2111(代表)